解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十九日

大阪市住吉区苅田三丁目一〇番二八号オーセントビル　社団法人日本建設受託協会

清算人　須藤武一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年六月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十九日

大分市今津留三丁目一番一号

社団法人大分県電気通信基盤振興協会

清算人　首藤伊佐樹

解散公告（第二回）

当医院は、平成二十五年八月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十九日

神奈川県足柄上郡開成町吉田島九三一番地

医療法人社団金山小児科医院

清算人　金山富美枝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十九日

広島県尾道市美ノ郷町三成一四五九番地

財団法人大迫会

代表清算人　國本　英毅

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月十日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十九日

山形県酒田市上野曽根字上中割三一番地

財団法人上田滝山林成会

清算人　阿部　善郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十九日

千葉県富里市久能五八三番地

財団法人藤崎牧士史料館

代表清算人　藤崎　祥弘

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年八月二十七日尼崎市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月十九日

兵庫県尼崎市常松二丁目一番六号常松福祉会館内

尼崎市常松土地区画整理組合

代表清算人　松井　定雄

配当公告

秋田県山本郡三種町鵜川字谷地の上一二〇番地

破産者　松嶋鉄工株式会社

右の者に対する秋田地方裁判所能代支部平成二十三年（フ）第一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四七、八五四、四九三円

一、配当することのできる金額

金八〇一、一五二円

平成二十五年九月十九日

秋田市山王六丁目八番四一号秋田中央法律事務所

破産管財人　虻川　高範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市根崎町六一八番地、最後の住所北海道函館市宮前町三一番二―二〇一号

被相続人　亡　木村　兵弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

北海道函館市大手町五番一〇号ニチロビル三階三〇五　河野法律事務所

相続財産管理人　河野　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市太田町斉内字小曽野九六番地、最後の住所秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山三番地二　被相続人　亡　門脇　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

秋田県秋田市山王三丁目一番一三号三菱マテリアル不動産ビル二階田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市大塚町一〇九五番地八五、最後の住所栃木県宇都宮市大塚町一二番三七号

被相続人　亡　黒須　弘長

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

栃木県宇都宮市住吉町一九番一二号

相続財産管理人　司法書士　伊東　一秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字砂原一五三七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　桐山　一重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

埼玉県越谷市越ケ谷三丁目七番三一号

相続財産管理人　友田　和昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南馬込三丁目一三七一番地、最後の住所東京都大田区南馬込三丁目三四番五号　被相続人　亡　水谷　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階岡田・今西・山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿一丁目一〇番地、最後の住所東京都練馬区立野町一一番三二号

被相続人　亡　伊藤　芳生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月十九日

東京都千代田区内幸町一―二―二日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　剛